

サーバインフラ構築支援・ホスティングサービス利用規約

第1節 総則

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- （1）「本規約」とは、「サーバインフラ構築支援・ホスティングサービス利用規約」をいいます。
- （2）「本契約」とは、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の契約をいいます。
- （3）「その他の規程」とは、ガイドライン、ヘルプ、その他本規約以外の当社所定の本サービスに関する規程をいいます。
- （4）「本サービス」とは、第15条（支援サービス）に定める支援サービス及び第17条（ホスティングサービス）に定めるホスティングサービスを併せたものをいいます。
- （5）「本サーバインフラ」とは、支援サービスにより構築される契約者のサーバインフラをいいます。
- （6）「本仕様」とは、本サーバインフラの構成、稼働環境、規格、その他本サーバインフラが充足すべき条件として合意された仕様をいいます。
- （7）「本システム」とは、本契約とは別に契約者と当社との間で締結されたシステム開発に係る契約に基づき、契約者のために当社が開発したシステムをいいます。
- （8）「当社」とは、株式会社プレスマンをいいます。
- （9）「ホスティング事業者」とは、当社との間で前提契約を締結する、別紙1に定めるホスティング事業者をいいます。
- （10）「契約者」とは、当社との間で本契約を締結して本サービスを利用する者をいいます。
- （11）「契約希望者」とは、本契約を締結して本サービスを利用することを希望する者をいいます。
- （12）「前提契約」とは、本サービスを提供する前提として当社がホスティング事業者との間で締結する、別紙1に定める同事業者提供に係るホスティングサービスの利用に関する契約をいいます。
- （13）「前提規約」とはホスティング事業者所定の、別紙1に定める前提契約に関する規約をいいます。
- （14）「登録事項」とは、契約希望者が本契約の申込みの際に登録する当社所定の情報をいいます。
- （15）「ID・パスワード」とは本サービスを利用するために必要となるID・パスワードをいいます。
- （16）「利用環境」とは、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本サービスの利用に必要な環境をいいます。
- （17）「本資料」とは、当社が本サービスを実施するにあたり契約者から提供を受けた、本サービスに必要な資料、コンテンツ等をいいます。
- （18）「送信情報」とは、契約者がホスティングサービスを利用して当社（ホスティング事業者も含むものとし、）に送信したテキスト、数値、イラスト、画像、動画、データ、その他当社所定の情報（これを元に本サービス上で自動生成された情報や処理結果も含まれます。）をいいます。
- （19）「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。
- （20）「第三者サービス」とは、ホスティング事業者が提供するホスティングサービスを除く、当社以外の第三者の提供に係るサービスやソフトウェアをいい、フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェアを含むものとし、ます。

第2条（目的）

本規約は、本サービスの実施について、契約者が当社に委託し、当社がこれを受託することに関し、その契約内容を定めることを目的とします。

第3条（適用範囲）

1 本規約は、本契約において当社と契約者とに適用されます。契約者は、本規約の全ての内容に同意した上で、本契約を当社と締結するものとします。ただし、支援サービスについては第4節が、ホスティングサービスについては第5節が、それぞれ適用されるものとします。

2 当社は、別途、その他の規程を定める場合があります。その他の規程は、本規約の一部を構成するものとしますが、本規約とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

第4条（申込み）

1 契約希望者は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、本契約締結の申込みを行うものとします。契約希望者は、登録事項が、全て正確であることを保証します。

2 当社は、当社所定の基準により、契約希望者の申込みの可否を判断し、申込みを認める場合には、その旨及び当社所定の情報を通知します。当該通知に定める契約開始日より、当該契約者と当社との間に、本契約が成立します。

3 当社は、契約希望者が以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、契約希望者の申込みを認めないことができます。なお、当社は上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。

- (1) 当社所定の方法によらずに登録の申込を行った場合
- (2) 登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (3) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (4) 過去に本規約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
- (5) 法人の代表権を有する者の同意を得ていなかった場合
- (6) 本サービスと同種又は類似サービスを現に提供している場合又は将来提供する予定である場合
- (7) その他当社が登録を妥当でないと判断した場合

4 契約者は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更の手続きを行うものとします。これを怠ったことによって契約者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第2節 利用料金

第5条（支払）

1 契約者は、当社に対し、本サービス利用の対価として、本契約に定める利用料金を、本契約に定める支払方法に従って、本契約に定める支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。

2 本契約の開始日又は終了日が、月の初日又は末日以外の場合であっても、契約者は、当該開始日又

は終了日が属する月分の利用料金を当社に支払うものとし、当社は日割計算を行わないものとし、

3 その理由を問わず、本契約の有効期間中に契約者が本サービスの提供を受けられなくなった場合又は受ける必要がなくなった場合でも、当社は利用料金の返還を行うことができません。

4 契約者が利用料金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとし、

5 契約者が利用料金の支払を遅延した場合、当社はその判断で本サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができるものとし、ただし、契約者は一時停止によっても前各項の支払義務を免れないものとし、かつ、一時停止により契約者に生じた損害の賠償を求めることはできないものとし、

第6条（利用料金の変更）

本サービスの内容の変更、本仕様の変更、前提契約における料金の変更、ホスティング事業者の変更、事業上の理由、法令の制定改廃、経済情勢の変動等によって、利用料金の変更の必要が生じたときは、当社は、第34条（規約の変更）に従い合理的範囲内で利用料金を変更することができるものとし、

第3節 本サービス一般

第7条（本サービスの利用条件）

1 契約者は、本契約の有効期間内に限り、本契約で認められた範囲で、当社の定める方法に従い、本サービスの実施を受けることができます。

2 契約者は、自らの責任と費用において、利用環境を整備するものとし、

3 当社は、本サービスの内、前提契約に依拠しない当社独自の提供サービスを除く部分については、ホスティング事業者が前提規約に基づき当社に対して責任を負う範囲においてのみ、契約者に対して責任を負うものとし、

4 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものではありません。さらに、契約者が当社から直接又は間接に、本サービスに関する情報を得た場合であっても、当社は、契約者に対し、本規約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行わないものではありません。

- (1) 本サービスの利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと
- (2) 本サービスが正確かつ完全であること
- (3) 本サービスが永続的に稼働すること
- (4) 本サービスが契約者の特定の目的に適合し、有用であること
- (5) 本サービスが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること

第8条（協力）

当社による本サービスの円滑な実施のためには、契約者の有する知識・技術・情報等が重要であることに鑑み、契約者は、本仕様の策定、本仕様の変更又は未確定事項の確定（以下「本仕様の変更等」という。）に関する情報の提供、照会に対する回答及び会議への参加、その他当社が都度要請する支援サービスの円滑な遂行に必要な作業について、迅速かつ的確な対応を行うものとし、契約者がかかる対応を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合、それにより当社に生じた損害の賠償

も含めて、かかる遅延又は不実施若しくは不完全な実施について当社に対して責任を負うものとします。

第9条（再委託）

- 1 当社は、当社の責任において、本サービスの一部を第三者に再委託することができます。
- 2 当社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第10条（第三者サービス）

当社が、本サービスの実施の過程で又は本サービスの実施に関連して、第三者サービスの利用を提案した場合、契約者は、自らの責任で、当該第三者サービスを検討・評価して、その採否を決定するものとします。当社は、第三者サービスに関して、瑕疵その他不具合が存在しないこと及び今後生じないことを保証するものではなく、契約者に対して、上記提案時に、第三者サービスに瑕疵その他不具合が存在すること又は今後生じるおそれがあることについて、故意又は重過失により告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとします。

第11条（運営体制）

- 1 本サービスの運営体制として、契約者及び当社の各責任者は、次の業務を担当するものとします。
 - (1) 本サービスに関する、相手方への連絡、報告、指示、確認等
 - (2) 本サービスに関する、相手方との進捗状況確認、本サービスの内容確定、問題解決等の打合せ
- 2 契約者及び当社は、相手方の責任者が、本サービスの実施につき著しく適当でないと認めた場合、相手方に対し、その理由を明示し、必要な措置を取るよう求めることができます。

第12条（本資料）

- 1 契約者は、当社に対し、本サービスを実施するために当社が必要とする本資料を、当社の求めに応じて直ちに提供するものとします。
- 2 当社は、本資料を、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
- 3 当社は、本契約が終了したとき、または契約者が要求したときに、本資料を返還又は破棄するものとします。なお、本資料の提供及び返還又は破棄にかかる費用は、契約者当社協議してこれを定めます。
- 4 本資料の内容に誤りがあった場合、提供の漏れがあった場合その他本資料が適切に提供されなかった場合、これらによって生じた利用料金の増大、本サービスの遅延、瑕疵などの結果について、当社は責任を負いません。

第13条（ID・パスワードの管理）

- 1 当社は、当社所定の時期までに、ID・パスワードを発行して、これを契約者に通知します。
- 2 契約者は、自己の責任において、ID・パスワードを適切に管理・保管するものとし、これを第三者に開示・利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならないものとします。
- 3 当社は、ログイン時に使用されたID・パスワードが登録されたものと一致することを所定の方法

により確認した場合、当該ログインした者を真正な契約者とみなします。

4 契約者によるID・パスワードの管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって契約者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（本仕様の変更等）

1 契約者及び当社は、本仕様の変更等を行う必要が生じたときは、本仕様の変更等について協議するものとします。

2 前項に基づく協議の結果、本仕様の変更等を行う必要があると契約者及び当社が判断した場合には、本仕様の変更等に関して合意することをもって、本仕様の変更等を行うことができます。

3 前項の合意にあたって、契約者及び当社は、作業期間や利用料金等の契約条件についても、取り決めるものとします。

4 第1項に基づく協議が整わない間は、当社は、従前の本仕様に従って本サービスを実施し、又は、遅滞の責任を負うことなく、本サービスを中断することができます。

5 第1項に基づく協議が整わず、契約者が本サービスの実施を中止しようとするときに、契約者が取り得る措置は、第30条（契約期間・中途解約）の定めに従うもののみとし、当社が本サービスの実施を中止しようとするときもまた、契約者は同条項の定めに従うものとします。

第4節 支援サービス

第15条（支援サービス）

支援サービスの内容は、別紙2-①に定めるとおりとします。なお、支援サービスは、準委任形態で行うものとします。

第16条（実施の確認）

1 当社は、支援サービスを実施したときは、遅滞なくこれを契約者に報告するものとします。

2 契約者は、前項の報告後2週間以内に、善良なる管理者の注意義務に従って支援サービスが実施されたかについて、当社の定める方法により確認するものとし、その確認結果を、通知するものとします。

3 前項の確認により、善管注意義務違反が確認されなかった場合、契約者は、当社に対し、前項の書面において、支援サービスの実施が完了した旨、通知するものとします。

4 第2項の確認により、善管注意義務違反が確認された場合、契約者は、当社に対し、第2項の書面において具体的かつ合理的な理由を示して、善管注意義務違反が確認された旨、通知するものとします。

5 前項の通知を受け、当社は、自己の費用負担において、合理的期間内に、支援サービスを再度実施するものとします。なお、再度実施された支援サービスの確認は、本条の定めに従うものとします。

6 第3項及び第4項の通知が確認期間内に行われなかった場合又は第4項の通知に具体的又は合理的な理由が示されていない場合、当該確認期間の経過をもって、支援サービスの実施は完了したものとみなします。

第5節 ホスティングサービス

第17条（ホスティングサービス）

1 ホスティングサービスの内容は、以下のとおりとし、オプションサービスについては次項により別途申込みを要するものとします。なお、ホスティング サービスは、準委任形態で行うものとします。

(1) 基本サービス：詳細は別紙2-②に定める

(2) オプションサービス：基本サービスとは別に料金が発生するものとし、利用するオプションサービスは別途合意のうえ定める

2 前項2号に基づき別途オプションサービスにつき合意しない限り、契約者は基本サービスのみを受けられるものとします。契約者がオプションサービスを希望する場合は、その内容や利用料金について当社と協議の上、別途、当社所定の方法（見積書、注文書など）により申込を行うものとします。

第18条（送信情報）

1 契約者は、送信情報について、自らが送信することについて適法な権利を有していること及び当社又は第三者の権利を侵害するものではないことを保証します。

2 契約者は、送信情報に係る知的財産権等を、送信後も引き続き保有します。当社は、ホスティングサービスの運営のために必要な範囲に限って、送信情報を使用又は利用（複製、翻案、公衆送信及びそのために必要な送信可能化を含み、これに限りません。）することができるものとします。契約者はこれに対し、当社並びに当社より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しないことに同意します。

3 当社は、送信情報について、安全に管理するよう努めますが、ホスティングサービスが、本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を利用した電磁的サービスであることに鑑みて、契約者は、送信情報を自らの責任においてバックアップするものとします。当該バックアップを怠ったことにより契約者が被った損害について、当社は、送信情報の復旧を含めて、一切責任を負いません。

4 当社は、以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、送信情報の全部又は一部を閲覧、保存、復元し、または第三者へ開示することがあります（以下「閲覧等」といいます。）。なお、当社は上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。

(1) 契約者の同意を得たとき

(2) 当社が閲覧等の同意を求める連絡を契約者に行なってから7日以内に、当該契約者からの回答がなかったとき

(3) 裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な要請を受けたとき

(4) 法律に従い閲覧等の義務を負うとき

(5) 契約者が本規約所定の禁止行為を行ったとき

(6) 契約者又は第三者の生命・身体・その他重要な権利を保護するために必要なとき

(7) ホスティングサービスのメンテナンスや技術的不具合解消のために必要があるとき

(8) 前提契約に基づき必要があるとき

(9) 上記各号に準じる必要があるとき

5 当社は、以下のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、事前に通知することなく、送信情報について、その全部又は一部を削除し又は公開・掲載を一時停止することができます（以下「削除等」といいます。）。当社は、削除された送信情報について、当該情報の復旧を含めて、一切責任を負

わず、また、上記判断に関する理由を開示する義務は負いません。

- (1) 契約者の同意を得たとき
 - (2) 当社が削除等の同意を求める連絡を契約者に行なってから7日以内に、当該契約者からの回答がなかったとき
 - (3) 裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な要請を受けたとき
 - (4) 法律に従い削除等の義務を負うとき
 - (5) 契約者が本規約所定の禁止行為を行ったとき
 - (6) 契約者又は第三者の生命・身体・その他重要な権利を保護するために必要なとき
 - (7) その理由を問わず、ホスティングサービスが終了したとき
 - (8) 第21条（ホスティングサービスの変更、中断、終了）によってホスティングサービスが変更、中断、終了したとき
 - (9) 前提契約に基づき必要があるとき
 - (10) 上記各号に準じる必要性があるとき
- 6 第4項及び前項に拘らず、当社は、送信情報を監視する義務は負いません。

第19条（禁止行為）

契約者は、ホスティングサービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 犯罪に関連する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (5) 当社又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (6) ホスティングサービスの運営・維持を妨げる行為
- (7) 虚偽又は事実とは異なる内容を流布し、ホスティングサービスの信用を失墜、毀損させる行為
- (8) ホスティングサービスのネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
- (9) ホスティングサービスのネットワークに不正にアクセスする行為
- (10) ホスティングサービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブラ、その他本サービスを解析しようとする行為
- (11) 第三者になりすます行為
- (12) 第三者にホスティングサービスを利用させ又はホスティングサービスの利用権を貸与若しくは販売する行為
- (13) 当社がホスティングサービスの運営において必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが第三者の知的財産権等、プライバシー、名誉、信用、肖像、その他一切の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を、当社に送信する行為
- (14) ホスティングサービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (15) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味し

ます。以下同じ。)の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為

(16) 前提規約に定められた禁止行為に違反する行為

(17) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為

(18) その他、当社が不適切と判断する行為

第20条 (ホスティング事業者の変更)

1 当社は、契約者に対し、2ヶ月前までに通知することにより、ホスティング事業者を変更することができます。

2 ホスティング事業者の変更に伴い生じる費用の負担について、当社は契約者と別途協議するものとします。

第21条 (ホスティングサービスの変更、中断、終了)

1 当社は、ホスティング事業者の判断・決定、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス、その他の事由により、ホスティングサービスをいつでも変更、中断、終了することができるものとし、これによって契約者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

2 当社は、前項の変更、中断、終了にあたっては、事前に相当期間をもって予告するよう務めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条 (ホスティングサービス終了時の措置)

1 その理由を問わず、ホスティングサービスが終了する場合、当社は、第18条(送信情報)第5項に定めるとおり、送信情報を削除することができますが、契約者が、送信情報を契約者又は第三者に移管することを求めた場合、その受託の可否及び条件について、当社は契約者と別途協議するものとします。

2 その理由を問わず、ホスティングサービスが終了する場合、当社は、サービス上の本システムを契約者又は第三者に移管する義務を負いませんが、契約者が、これを求めた場合、その受託の可否及び条件について、当社は契約者と別途協議するものとします。

第6節 保証及び責任

第23条 (権利帰属)

1 本サービスに関する知的財産権等は、全て当社又はホスティング事業者に帰属します。

2 本規約に定める本サービスの利用許諾は、本規約に明示的に規定される場合を除き、本サービスに関する当社又はホスティング事業者の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。契約者は、本サービスが予定している利用態様を超えて、本サービスを利用することはできません。

第24条 (第三者の権利侵害)

1 本サービスが、第三者の権利を侵害するものであるとして、第三者から何らかの訴え、異議、請求

等の紛争が提起され場合、契約者及び当社は、直ちにこれを相手方に通知するものとします。

2 契約者は、前項の紛争の処理にあたり、当社に対し、実質的な参加の機会及び紛争を処理するために必要な権限を与え、並びに必要な協力を行うものとします。

3 第1項の紛争によって契約者に生じた損害について、当社は、第25条（紛争処理及び損害賠償）の定めに従い、これを賠償するものとします。

4 前項に拘らず、契約者が本条第1項若しくは第2項に違反した場合、当社は責任を負いません。

第25条（紛争処理及び損害賠償）

1 契約者は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

2 契約者が、本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとします。

3 当社が、契約者による本サービスの利用に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告すると共に、当社が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとします。

4 当社は、本サービスの実施に際して、自己の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合についてのみこれを賠償するものとします。当社は、第三者サービスの瑕疵又は不備（Wordpress等のCMS、その他のオープンソースソフトウェア及びプラグインのセキュリティの不備若しくは脆弱性を含みますが、これに限られません。）により契約者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

5 当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合（前項の場合又は法律の適用による場合等）、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、賠償請求の直接の原因となった個別の本サービスに関して、当該損害発生時までに契約者が当社に支払った利用料金の直近3か月間（契約期間が3か月間に満たない場合は、当該期間とします。）の総額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第7節 一般条項

第26条（個人情報）

1 本条において「開示者」とは、個人情報を開示した者をいい、「受領者」とは、個人情報を受領した者をいい、「個人情報」とは、個人に関する情報の内、特定の個人を識別することができる情報（当該情報だけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。）をいいます。

2 受領者は、自らが保有し同程度の重要性を有する情報を保護するのと同程度の注意義務をもって、受領した個人情報の取扱い及び保管を行うものとします。

3 受領者は、本契約以外の目的で個人情報を使用してはならないものとします。

4 受領者は、本契約のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、個人情報の複製を行うことができます。

5 受領者は、個人情報を流出させてはならず、また、開示者の事前の書面による承諾なしに、第三者に個人情報を開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に定める者に限り開示することができます。

(1) 本契約のために必要最小限の自己の役員及び従業員（ただし、本業務のために客観的かつ合理的に必要な範囲の個人情報に限り。）

(2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家

(3) 開示者が事前に書面により承諾した第三者（ただし、当該第三者が本契約における受領者の義務と同等の義務を課すことを条件とします。）

6 受領者は、開示者から要求があった場合又は本契約が終了した場合には、開示者の指示に従い、開示者から受領した全ての個人情報を、速やかに開示者に返還又は破棄するものとします。

7 受領者は、万一開示を受けた個人情報が流出した場合には、直ちに開示者にその詳細を報告し、流出の拡大を防止するために客観的に合理的な措置をとるものとします。当該措置に要する費用は、受領者の負担とします。ただし、開示者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

8 受領者は、司法機関又は行政機関等から個人情報の開示を求められたときは、速やかに、その事実を開示者に通知し、開示者から要請がある場合には、その開示範囲を狭めるための努力を尽くした後、個人情報を開示することができます。開示者が法的救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力するものとします。

第27条（秘密保持）

1 本条において「開示者」とは、本契約の当事者のうち、秘密情報を開示した者をいい、「受領者」とは、秘密情報を受領した者をいい、「秘密情報」とは、開示者の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報の内、情報が提供される媒体（書面、光ディスク、USBメモリ及びCD等を含むが、これらに限らないものとします。以下同じ。）又は情報を含む電磁的データ（電子メール、電子ファイルの送信又はアップロード等により開示される場合の電子メール及び電子ファイルを含むが、これらに限られないものとします。以下同じ。）に秘密である旨が明示されている情報をいいます。また、情報が口頭若しくは視覚的方法により開示される場合は、開示時点で秘密である旨が口頭又は視覚的方法により明示され、かつ当該開示の日から10日以内に、秘密であることが書面又は電子的手段で通知された情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しません。

(1) 開示された時点で公知である情報

(2) 開示された後に受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報

(3) 開示される以前に受領者が正当に保持していた情報

(4) 秘密情報を使用することなく受領者が独自に取得した情報

(5) 受領者が権利を有する第三者から適法に取得した情報

(6) 開示者から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報

2 受領者は、自らが保有し同程度の重要性を有する情報を保護するのと同程度の注意義務をもって、受領した秘密情報の取扱及び保管を行うものとします。

3 受領者は、本契約以外の目的で秘密情報を使用してはならないものとします。

4 受領者は、本契約のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、秘密情報の複製を行うことができます。

5 受領者は、秘密情報を流出させてはならず、また、開示者の事前の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に定める者に限り開示することができます。

(1) 本契約のために必要最小限の自己の役員及び従業員（ただし、本業務のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限ります。）

(2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家

(3) 開示者が事前書面により承諾した第三者（ただし、当該第三者が本契約における受領者の義務と同等の義務を課すことを条件とします。）

6 受領者に対する秘密情報の開示は、開示者による当該秘密情報に関する権利の譲渡又は実施の許諾とはみなされません。

7 受領者は、開示者から要求があった場合又は本契約が終了した場合には、開示者の指示に従い、開示者から受領した全ての秘密情報を、速やかに開示者に返還又は破棄するものとします。

8 受領者は、万一開示を受けた秘密情報が流出した場合には、直ちに開示者にその詳細を報告し、流出の拡大を防止するために客観的に合理的な措置をとるものとします。当該措置に要する費用は、受領者の負担とします。ただし、開示者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

9 受領者は、司法機関又は行政機関等から秘密情報の開示を求められたときは、速やかに、その事実を開示者に通知し、開示者から要請がある場合には、その開示範囲を狭めるための努力を尽くした後、秘密情報を開示することができます。開示者が法的救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力するものとします。

第28条（契約解除等）

1 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、事前通知することなく、本サービスの全部又は一部の利用の一時停止又は本契約を解除することができます。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務を負いません。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 第4条（申込み）第3項各号に該当することが判明した場合

(3) 支払停止若しくは支払い不能となり、又は、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合

(4) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合

(5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合

(6) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合

(7) 解散または営業停止状態となった場合

(8) 第3乃至第7号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合

(9) 1ヶ月以上本サービスの利用がない場合

(10) 当社からの問い合わせに対して、1ヶ月以上応答がない場合

(11) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると当社が判断した場合は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対する全ての債務の履行をしなければなりません。

3 契約者が第1項に基づく本サービスの利用の一時停止の措置を受けている場合であっても、本契約が継続している限り、契約者は利用料金を支払う義務を負うものとします。

4 当社は、本条に基づき当社が行った行為により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第29条（反社会的勢力との関係排除）

1 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 暴力団及びその関係団体又はその構成員

(2) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人

(3) その他、前各号の該当者に準ずる者

2 契約者及び当社は、次の各号に定める内容について、表明し、保証するものとします。

(1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと

(2) 自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと

3 契約者及び当社は、相手方が前項に違反したことが判明した場合、相手方に対して、催告なくして、本契約の全部又は一部を解除することができます。

第30条（契約期間・中途解約）

1 本契約の開始日は、本契約締結に際して定めた日からとし、本契約の期間は、年額契約（1年間分の利用料金を当社所定の時期に年に1回お支払いいただく契約をいいます。）については、1年間とし、月額契約（1ヶ月分の利用料金を当社所定の時期に月に1回お支払いいただく契約をいいます。）については、期間を定めないものとします。

2 年額契約については、契約期間満了月の前月末日までに、契約者又は当社のいずれからでも、本契約を更新せずに終了させる旨の書面による通知を行わない限り、同一条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

3 契約者は、月額契約、年額契約、いずれについても、中途解約希望月の前月末日までに、本契約を中途解約させる旨の書面による通知を行うことで、当該中途解約希望月の末日（以下「中途解約日」といいます。）限りで、本契約を中途解約することができます。ただし、その場合に契約者は、月額契約については次項の定め、年額契約については第5項の定め、それぞれ従うものとします。

4 月額契約については、本契約の最低期間を本契約開始日から1年間とし、本契約の最低期間満了日より前に、契約者が前項により中途解約をする場合、契約者は、中途解約日から本契約の最低期間満了日までの期間に対応する利用料金（未実施の支援サービスに係る利用料金も含まれます。次項も同様とします。）を、中途解約希望月に係る利用料金の支払と合わせて、一括して当社に支払わなければならないものとします。

5 年額契約について、契約者が第3項により中途解約をする場合、契約者は、中途解約日から本契約

の期間満了日までの期間に対応する利用料金を、中途解約日までに、一括して当社に支払わなければならないものとします（契約者が既に支払済みの場合、当社はこれを返還しないものとします。）。

第31条（権利義務の譲渡）

1 当社は、契約者に対する債権を第三者に譲渡できるものとし、契約者は、そのために契約者の個人情報等が当該第三者に提供されることを承諾するものとします。

2 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないこととします。

第32条（完全合意）

本規約は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本契約に係る当事者間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第33条（分離可能性）

本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は有効に存続します。

第34条（規約の変更）

1 当社は、その理由を問わず本規約をいつでも任意に変更することができるものとし、契約者はこれに同意します。

2 本規約の変更は、当社所定の連絡方法によって契約者へ通知します。

3 本規約の変更は、前項の通知において指定した日付より効力を生じるものとします。

4 当社は、利用料金等の重要事項を変更する場合は、前項の指定した日付までに相応の期間をもって、第2項の通知を行うよう努めるものとします。

5 契約者が本規約の変更を同意しない場合、契約者の唯一の対処方法は、本契約を中途解約するのみとなります。契約者が第2項の通知において指定した日付までに本契約を中途解約しない場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

第35条（存続条項）

本契約の終了後といえども、第3条（適用範囲）、第5条（支払）第4項、第7条（本サービスの利用条件）第3項及び第4項、第8条（協力）、第10条（第三者サービス）、第12条（本資料）第4項、第13条（ID・パスワードの管理）第4項、第18条（送信情報）第3項乃至第6項、第21条（ホスティングサービスの変更、中断、終了）、第22条（ホスティングサービス終了時の措置）、第23条（権利帰属）、第24条（第三者の権利侵害）、第25条（紛争処理及び損害賠償）、第26条（個人情報）、第27条（秘密保持）、第31条（権利義務の譲渡）、第32条（完全合意）、第33条（分離可能性）、第34条（規約の変更）、本条（存続条項）、第36条（準拠法）、第37条（合意管轄）、第38条（協議解決）並びにその他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、なお有効に存続します。その他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、なお有効に存続する。ただし、第27条（秘

密保持)の存続期間は、本契約終了後1年間とします。

第36条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本法とします。

第37条（合意管轄）

本サービスに関連して契約者と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条（協議解決）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約の定めのない事項については、契約者及び当社は、誠意をもって協議し解決するものとします。

以上

2014年4月7日 制定

2014年6月13日 改訂

2016年4月14日 改訂